

第129回 J.Iフォーラム資料

地方議会のあり方について

2008年4月23日

構想日本

お問い合わせ先：構想日本 西田 / 伊藤
TEL:03-5275-5607
FAX:03-5275-5617
いつでも御意見お寄せ下さい。お待ちしております。

地方議員の報酬等(平成17年3月時点)

		都道府県	市	町村
団体数		47	739	1,656
議員数		2,874	21,222	36,072
対価 (カッコは 1人当たり)	報酬年額*	290億円(1,010万円)	1,165億円(549万円)	962億円(267万円)
	期末手当	127億円(442万円)	434億円(204万円)	324億円(90万円)
	共済費(年金補助)	21億円(72万円)	169億円(79万円)	110億円(30万円)
	小計	438億円(<u>1,524万円</u>)	1,768億円(<u>833万円</u>)	1,396億円(<u>387万円</u>)
経費 (カッコは 1人当たり)	政務調査費	130億円(454万円)	150億円(71万円)	9億円(2.5万円)
	費用弁償・諸経費**	61億円(214万円)	101億円(48万円)	36億円(10万円)
	小計	191億円(<u>668万円</u>)	251億円(<u>119万円</u>)	45億円(<u>12.5万円</u>)
総計		629億円(<u>2,192万円</u>)	2,019億円(<u>952万円</u>)	1,441億円(<u>400万円</u>)

年間平均会期日数*** (H18年度)	84日	81日	38日
------------------------	-----	-----	-----

* 議長・副議長、議院運営・常任委員長等の特別報酬含む。

** 会期中の交通費・宿泊費、視察旅費、議長交際費、海外旅行支度金など。

*** 定例会・臨時会の会期日数。

注: 調査年は以下のとおり: 団体数、都道府県・市議会の議員数はH16年末時点。町村議会議員数はH16年7月1日時点。都道府県議会の報酬・期末手当、町村議会の費用弁償・共済費はH15年度実績、市議会の政務調査費はH13年度実績、それ以外はH16年度実績。

出所: 全国都道府県議長会「各都道府県の概況」、市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査結果」、全国町村議会実態調査、各自治体予算書をもとに構想日本が作成。

諸外国との比較*

国名	人口(万人)	地方議員数 (万人)	国民100万人当 りの議員数(人)	報酬等(手当て・諸 費用含む、億円)	議員1人当たりの 報酬等(万円)
日本	12,000	6	500	4,090	680
アメリカ	29,000	17	586	1,100	65
ドイツ	8,000	20	2,500	1,000	50
イギリス	6,000	2.3	383	170	74
フランス	6,000	52	866	—	—
韓国	5,000	0.4	80	96	240
スウェーデン	900	1.5	1,608	議員の約9割は日当のみ(執行委員 など1割は年間600万円程度)	
スイス	700	5.3	7,571	ほとんどが無報酬(日当のみ)	

* 数値は2005年現在(スウェーデンは2006年)。

出所:比較地方自治研究会「欧米における地方議会の制度と運用」「ヨーロッパ各国の地方自治制度」「英国における地方議員と地方行政」「ドイツ地方行政の概要」「大韓民国地方行政の概要」「スイスの連邦制度と地方自治のあらまし」、総務省「諸外国の議員定数・報酬」、「The Book of the States 2005」、「Tabulated Data on City Governments」、伊東弘文「ドイツの自治体議会」、スウェーデン統計局HP「http://www.scb.se/templates/tableOrChart_160755.asp」をもとに構想日本が作成

(参考) 地方議会の不思議

- Ⅰ 都道府県議の諸費用(合計額から報酬と期末手当を除いた額)は国民1世帯当たりの平均所得額(564万円・2006年国民生活基礎調査)を超える。
 - － 都道府県議1人当り年額で、政務調査費454万円、費用弁償・諸費用214万円、共済費(議員年金に関して自治体で補助している額)72万円で合計740万円。

- Ⅰ 議会出席の際の交通費は実費ではなく、一律精算の自治体が多い。
 - － ある市会議員は1日5500円の交通費が支給されているが実際にかかるのは往復1000円(議会が年間80日なので、年間36万円が「小遣い」)。

- Ⅰ 海外視察の際には、出張経費の他に「支度料」を支給する自治体もある。
 - － 名目は「日本国民の品位と体面を保つため」。都道府県議の場合、1人当り10万円程度。

- Ⅰ 議員の期末手当には「加算措置」がされている
 - － 単純に月額報酬に一定月数をかけるだけではなく、月額報酬に上限45%の加算措置が課すことができる。この措置は公務員(役職者)に関する制度で、国会/地方議員も「特別職公務員」であるので同様に措置される。

- Ⅰ 議会に行政職員が出席し、答弁する国は日本くらい。
 - － 諸外国では議会は政治家(首長や議員)のみが出席し、政治家同士で議論することがほとんど。

地方議会に対する住民の声

日本世論調査会(2006年12月実施)のアンケート結果より

I 地方議会の現状について	
– 大いに満足している	1. 1%
– ある程度満足している	31. 4%
– あまり満足していない	46. 9%
– 全く満足していない	13. 6%
– どちらとも言えない、無回答	7. 0%
I 満足していない理由	
– 議会の活動が住民に伝わらない	53. 3%
– 行政のチェック機能を果たしていない	33. 2%
– 地方議員のモラルが低い	32. 5%
– 議会内での取引を優先して審議が不透明	29. 3%
– 議会の政策立案能力が低い	18. 6%

アンケート結果では、現在の地方議会に満足しているとは言いがたい。

(参考) 地方議会/議員に関する意見

構想日本アンケート結果(2006年10月実施、詳細はHP参照)

議員の質が低い、仕事をしていない。

- Ⅰ 県議会議員は、何をしているのかわからないだけでなく、現実には、県の事業の談合の温床にもなっているという始末。現在の県議会は、高額報酬と様々な視察と言う名の旅行会が約束されている「仲良しクラブ」です。
- Ⅰ 議員の中には質問も考えられない人もいるため、役所の職員が質問を考えてあげるといふ笑えない実態が各地であります。何のために議員になったのかまったく意味不明です。
- Ⅰ 予算表が読めない、だから理解できない議員たち。関心のあるのは自分の集落の暗渠工事、下水工事、小学校の体育館の工事の口利きのタイミング、親戚の会社を指名入札にいれる事。

そもそも、国と地方の制度に問題あり

- Ⅰ 地方議会が存在意義を無くしているのは、国が補助金や地方交付税で不足財源をすべて見るという、世界に例のない慣例が行われるようになってきているために、地方議会で税金の議論が行われなからです。
- Ⅰ 地方議会は、全く持って不効率の極みです。中央のお膳立てメニューを選んで、どっちが美味しいかを選んで書類揃えてすすめるだけですから。

期待、あきらめ

- Ⅰ 日本でも完全に硬直化した痴呆？議会、地方議会を再生することなくして分権社会は到来しないと思います。
- Ⅰ 今の地方議会では、とても地方分権など受け入れられるだけの裁量はないでしょう。中央よりも汚職や既得権益の確保に動く人間ばかり増えそうです。
- Ⅰ 政治家には細かい政策立案能力は必要ないと思う。政治家には、先を見通す目と判断力。そして、広く大きく政策に精通する力を求めたい。

「現在のままでいい」という意見は約9%。

地方議会は仕事をしていないのか、それとも、できないのか

地方議会の役割を確認してみると・・・

(地方自治法第96条)

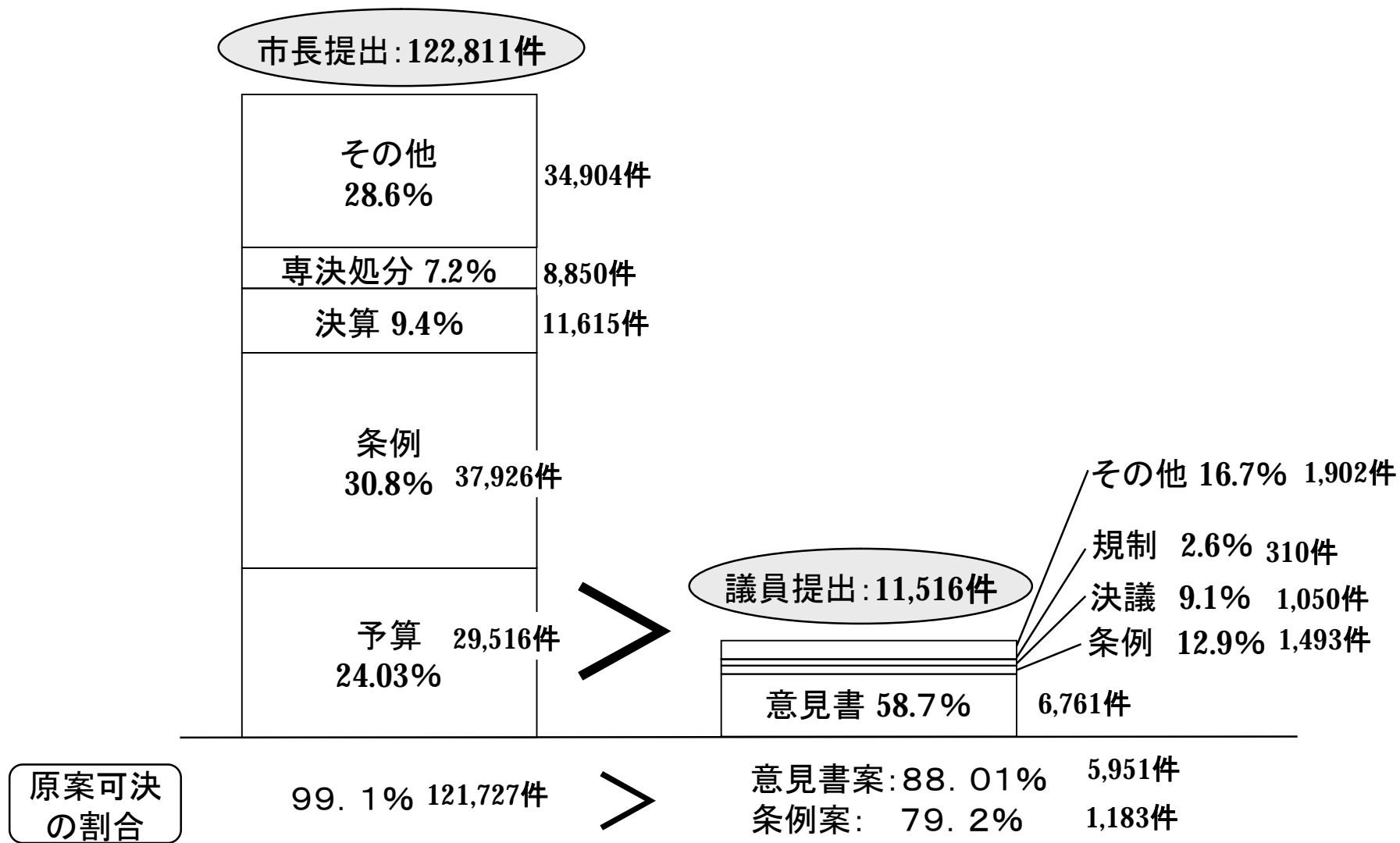
1. 条例の制定・改正・廃止
2. 予算の決定
3. 決算の認定
4. 自治体の事務の調査
5. 監査請求
6. 助役・収入役、委員会の委員人事の同意権
7. 自治体内の公共団体等の活動の総合調整

制度によって自由が利かない点も・・・

- 定例会の招集権者は首長、閉会中は委員会を自由に開催できない、等(議会の自立性に関わる問題)。
- 首長の予算編成権を侵害するような予算修正や条例案は提出できない。
 - Ⅰ (例)起債制限比率や基金残高等の管理目標を定めるような財政健全化のための条例案
- 予算の審議対象/承認が必要なのは大まかな項目レベル(「款」・「項」まで、「目」・「節」は審議の対象外)。
- Ⅰ (例)「款」:総務費⇒「項」:総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費
 - その下に、「目」(総務管理費でいえば、一般管理費、文書広報費、市民相談費、財政管理費、等)そして「節」(一般管理費でいえば、需用費、役務費、公課費)がある。
- 予算は「一括承認」か「一括否認」のみ(予算編成権の絡み)。
- Ⅰ ただし、ある予算を執行する際に別途条例が必要な場合、予算自体は承認するが、その条例を否決することにより、当該執行を止めることは可能(例:千葉県)。
- 議会事務局の役割は「議会の庶務」と規定。

地方議員の仕事ぶり

市議会の議案提出状況
(平成18年度、802市を対象)



地方議会の機能強化に向けた方向性の案

(主要国も参考にすると①あるいは②か)

① 問題意識と能力を有する多くの議員(市民参画型)

- ボランティア化、費用・手当でのみの支給

or

② 専門能力の高い少数の議員(専門職化)

- 少数精鋭
- 給料は高く

① 問題意識と能力を有する多くの議員

～人数を増やして報酬を下げる～

<参考>

東京都下 T市: 人口約20万人

T市議会にかかる公費*

I 議員数: 31名

①議員報酬総額: 2.1億円(1人当り月額56万円)

②期末手当総額: 9300万円(1人当り300万円)

③政務調査費総額: 730万円(1人当り月額2万円) ①+②+③=年間3.1億円 -④

⑤費用弁償、諸経費、共済費総額: 2700万円(1人当り86万円)

④+⑤=約3.4億円

自治会ごとに議員を1人選出と仮定すると・・・

T市内の自治会数(2005年現在): 172(入会40,362世帯、カバー率53%)

⇒ 市議会議員数を172と仮定

※報酬は同様の議会制度をとる国程度とする

⇒ 年間90万円と仮定

172人×90万円=約1.5億円 ⇒ 2.1億円の削減

2.1億円を削減して他の分野へ投資しても良いし、議員数を増やしてよりきめ細かくしても良い。いずれにしる選択肢が増える。

<課題>

現在は地方自治法により法定定数が定められているため、法改正が必要

② 専門能力の高い少数の議員(専門職化)

～人数を減らして報酬を上げる～

<参考>

アメリカ・サンバーナディノ市

Ⅰ T市の姉妹都市

Ⅰ 人口18万5000人、議員数7名、年間議員報酬86万円(期末手当はなし)

以上のことを踏まえて、

議員数を5名、議員報酬を現在のT市の2倍の2000万円と仮定すると・・・

議員報酬総額は1億円。2.5億円の削減

⇒2.5億円を議会専属の政策スタッフに充てると・・・

年収800万円のスタッフが30名程度(議員一人当り6名)雇える。

<課題>

現行法でも可能ではあるが、議員定数の変更、政策スタッフの設置は条例によるため議決が必要。

議会主導で変えることは不可能に近い。だからこそ、住民主導で議論を喚起させ、このくらい抜本的に変えようとしないと選挙には通らないという状況を作ることが必要。

※ みなさん自身の将来の生活のためぜひお考えください。
そして、ご意見をお聞かせ下さい。

- I そもそも、地方議会に関する制度(選挙制度も含め)が、今後も法によって画一的に決められていて良いのか。
 - 一律に地方自治体の議会制度が同じなのは日本くらい(アメリカは一院制と二院制の地域があり、任期も1年から6年)。
 - 一律の制度を保ち続けるならば、現行の二元代表制が良いか、議院内閣制のスタイルが良いか。

- I 本当のところ、住民は地方議会に何を期待しているのか。
 - 専門性(政策立案力の強化、行政チェック機能の強化とは言うが…)？ 庶民性？
 - 全体の代表？ 地域や組織の代表？

- I 地方議員と政党の関係は今のままで良いのか？
 - 大部分の地方議員は政党ではなく個人を前面に出して選挙を行うが、それが選挙活動重視の議員活動になる一因となっている。選挙制度の見直しも含めて、地方議会における政党の役割とは今後どうするべきか？

- I 地方議会が、現行制度下でもやろうと思えばできることとして、みずから取り組んだらいいことは何か？
 - 例)事業仕分け(既得権益に絡むと難しい)、議員数を減らし浮いたお金で事務局スタッフを外部から採用(みずから首切りはしない)、首長提案の予算案や条例案に修正案を出していく、など

答えはこちらまで

構想日本FAX 03-5275-5617(担当:西田/伊藤)